3年生「高校生のための消費生活講座」
令和4年1月19日（水）

18歳への成年年齢引き下げにより、親の同意を得ずに様々な契約が可能となり、若者を狙った消費者被害の増加が懸念されます。金融広報アドバイザーの武田様より、卒業後の消費生活で注意すべき悪質商法やクレジット契約について教えていただきました。

生徒の感想

〇マルチ商法は、自分が被害者にも加害者にもなるので、甘い誘いには乗らないようにしたい。だまされないのが一番。だまされないように気をつけたい。

〇悩みがあって、自分では解決できない場合には、きちんとした相談窓口（消費者ホットライン188）に相談することが大切である。

〇お金を借りるのはあくまで最終手段である。自分の収入に見合った生活をしていきたい。

〇クレジットカードのメリットとデメリットを理解し、むやみに使わず慎重に利用するようにしたい。